

処 分 基 準

令和2年3月23日作成

法 令 名	警備業法
根 拠 条 項	第49条第2項
処 分 の 概 要	営業の廃止命令
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	警備業法（以下「法」という。）第3条（警備業の要件）、第5条第3項（警備業の要件に該当する旨の通知）、第7条第3項（認定証の有効期間を更新しない旨の通知）、第8条（認定の取消し）
処 分 基 準	次の場合には、営業の廃止を命ずることとする。 1 法第49条第2項第1号に該当する場合 2 法第49条第2項第2号に該当する場合 3 法第49条第2項第3号に該当する場合（その営業が警備業に当たることについての認識が全く無く、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。）
問 い 合 わ せ 先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）
備 考	